

東京都島しょ保健所健康危機対処計画(感染症編)の概要

国による新型コロナウイルス感染症の課題の総括から、保健所等の健康危機管理体制の強化を進めるために、「感染症法」「地域保健法」が令和4年12月に改正された。

① 感染症法の改正 東京都感染症予防計画改定（令和6年3月）

② 地域保健法の改正

法改正に伴い「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の一部改正

・保健所が地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組みを着実に推進

・平時のうちから健康危機に備えるため、感染症法に基づく予防計画や新型インフルエンザ等特別措置法に基づく行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定

【国】地域健康危機管理ガイドライン（感染症編）※健康危機対処計画策定指針

【都】保健医療局保健政策部保健政策課「東京都保健所健康危機対処計画（感染症編）ひな形」を策定

【島しょ】東京都島しょ保健所健康危機対処計画（感染症編）策定（令和6年）

東京都島しょ保健所健康危機対処計画(感染症編)概要

第一 基本的な考え方 3～4ページ

1 計画策定の趣旨

2 実効性の担保

本計画の実施や見直しのため「健康危機管理対策協議会」を設置。

実践型訓練の実施

第二 平時における準備と新興感染症発生時の対応

1 所内の組織体制 5～12ページ

- (1) 平時における準備
- (2) 新興感染症発生時の組織体制
- (3) 業務量と各業務に必要な人員数の想定
- (4) 人材確保
- (5) 職員の安全管理・健康管理

新興感染症の発生段階は都予防計画を踏まえ分類

- ①発生早期
- ②流行初期（発生の公表～1か月）
- ③流行初期（1～3か月）
- ④流行初期以降

2 受援体制の構築 12～14ページ

(1) 応援職員の受け入れ

(2) 執務環境の整備

3 業務体制 14～18ページ

(1) 相談

(2) 地域の医療・検査体制

(3) 積極的疫学調査

(4) 健康観察・生活支援

(5) 移送

(6) 入院・入所調整

(7) 水際対策の

4 関係機関等との連携 19～20ページ

5 情報管理・リスクコミュニケーション

21ページ